

身体障がい者手帳（聴覚）の取得方法

～身体障がい者手帳（聴覚）をお持ちではない方～



地域福祉課窓口

手順1
申し込み

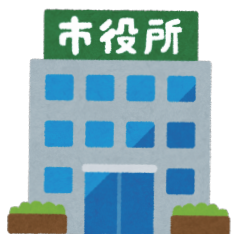
- 身体障がい者手帳交付の相談
- 障がい者判定医の紹介
- 身体障がい者診断書の用紙をもらう
(羽島市役所福祉課にて診断書様式は配布とのこと)



障がい者判定医

手順2
判定

- 診察・検診
- 「手帳交付の意見書」を交付してもらう
※意見書の交付は指定の医師しか受けません。



地域福祉課窓口

手順3
交付の申請

- 必要書類の提出
必要なもの（羽島市の場合）
 - 「指定医師の診断書」（診断書様式は福祉課で配布）
 - 「写真1枚」（たて4cmよこ3cm脱帽上半身）
 - 「印鑑」
 - 「マイナンバーが確認できる書類」（通知カードなど）
 - 「本人確認書類」（写真付き身分証明書など）



手順4
手帳の交付

- 障がい者手帳が発行される

等級と自覚症状の目安

等級と自覚症状の目安

級別	聴覚障害
2級	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳ぜんろう）
3級	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
4級	1、両耳の聴力レベルがそれぞれ80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
	2、両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの
6級	1、両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの）
	2、一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの

聴力レベル (デシベル)	両耳	一側耳	他側耳	難聴レベル	自覚症状
40				中等度難聴	対面での日常会話はなんとか聞き取れる
50					
60				高度難聴	大声なら聞こえる、会話のほとんどが聞こえない、消防車のサイレンやドアをボタンと閉めた音は聞こえる
70	6級				
80	4級			重度難聴	大きな声は振動して感じている、耳元で大きな声で話しても理解出来ないときがある
90	3級		6級		
100～	2級				